

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 日

西宮市内指定地域密着型サービス事業者 様

西宮市法人指導課長

令和 2 年 7 月以降の運営推進会議等の取扱いについて

この度、兵庫県より「緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底等について（6 月 18 日）」（令和 2 年 6 月 18 日付兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長通知）が発出され、入所施設等での面会に関して、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する取扱い等が示されたことを受け、本市における令和 2 年 7 月以降の運営推進会議の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

1. 運営推進会議等の開催について

本市における新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、運営推進会議等）の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについての期間再延長について」（令和 2 年 4 月 16 日付西宮市法人指導課長事務連絡）において、原則開催を中止し、これに代えて書面会議を開催する措置を講じるようお示ししておりましたが、今後は、感染防止対策を徹底した上で会議を開催していただいても差し支えありません。なお、当面の間は書面会議の開催についても可とします。

2. 会議の開催にあたっての留意事項について

ア) 事業所内での会議開催について

- ・ 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける、委員が発熱等体調不良の場合は出席させない、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い等感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 会議の出席人数に関しては、「西宮市指定地域密着型サービス等事業者が設置する運営推進会議等に関する指導要綱」第 4 条第 3 項において、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことはできないとしておりますが、感染防止対策を講じるためやむを得ない場合は半数未満であっても開催して差し支えありません。ただし、欠席した委員に当日資料を送付するなど、配慮をお願いします。

イ) 書面会議の開催について

当日の議題等に関する資料を委員に送付し、委員から書面等により意見・助言を求めよう努めてください。

3. 資料送付にあたって留意事項について

個人を特定する記載は避けるなど、個人情報の取扱いに配慮してください。

4. 市に対する運営推進会議等の開催報告について

- ・ 開催概要を開催日の翌月末までに市に報告してください。
- ・ 書面会議を開催した場合は、委員に送付した資料についても添付してください。市への開催報告をもって、書面会議を開催したものと扱います。

5. 認知症対応型共同介護事業所の外部評価の受審免除の取り扱いについて

本通知における書面会議による開催を含め、年6回以上開催している場合、「西宮市認知症対応型共同生活介護等事業にかかる自己評価及び外部評価の実施回数に関する要綱」第2条第3項第1号を満たしているものと扱います。

6. 本事務連絡の適用期間について

本事務連絡発出日から当面の間とします。当該取扱いの終了時期については、再度通知させていただきます。

以 上

問い合わせ先 西宮市法人指導課 電 話 : 0798-35-3423 E-mail : hojin@nishi.or.jp
--